

# 変えよう 女性も男性も 仕事も生活も 大切にできる社会へ

育児・介護  
休業法  
の  
改正を

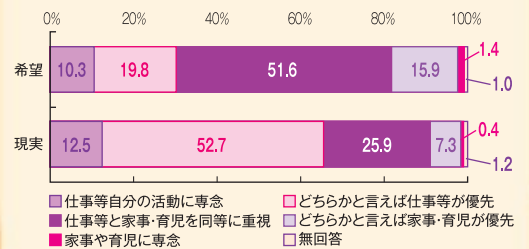
子どもを健やかに育てられること。男女ともに自分らしく生きられること。私たちはこうした職場・地域・社会をつくりたいと願っています。働くルールの確立と育児・介護に関わる法整備を求めます。

パパだって

## 子育てしたい!

未就学児の父親は、子育てと仕事を同等に重視したいと希望しているが、現実には仕事を優先。

父親の子育ての優先度

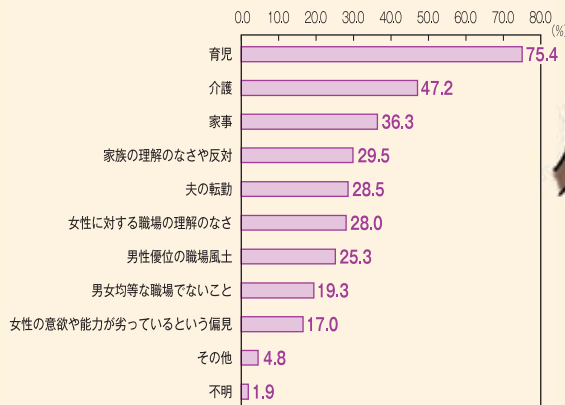


調査対象：未就学児を持つ父親  
出典：UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究報告書」(2003年)

あいかわらず

## 育児・介護は女性にとって大きな負担

女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること



出典：(財)21世紀職業財団「女性労働者の処遇等に関する調査」(2005年)  
※複数解答



## 育児・介護休業法等の改正を求める国会請願署名

### 請願趣旨

「男女共同参画社会の実現」「男女ともに仕事と生活の場における平等の実現」は、21世紀のわが国社会を左右する重要な課題です。しかし、今日なお、多くの労働者が仕事と生活を両立させる上で様々な困難を抱えており、働く女性の7割近くが妊娠・出産を契機に離職を余儀なくされています。男性労働者の場合は、子育て世代である30歳代の5人に1人が週60時間を超える労働を強いられ、家族的責任を果たすことができません。また、家族の介護・看護のために離職している労働者は、この5年間で50万人にもおよびます。

男女ともに仕事も生活も大切にしながら働き続けるために今必要なことは、育児・介護休業法をはじめ労働諸法規を改善するなど、人間らしい働き方のできる社会にしていくことです。

育児・介護休業法の改正においては、働くものが家族的責任を果たすことを保障することのみならず、子どもたちの健やかな成長を保障するものでなければなりません。このことは、保護者・家族のみの責任にゆだねられるものではなく、社会的責任において果たされるべきものです。

以上の趣旨から、育児・介護休業法等の実効ある見直しを強く要請するものです。

# 育児・介護休業法等の改正を求める国会請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

## 請願項目

- 育児休業の期間を子が3歳に達するまで延長するとともに、複数回取得できるようにすること。育児休業が取得できない労働者の特例を廃止し、配偶者が専業主婦(夫)であっても取得できるようにすること。
- 介護休業の取得期間を延長すること。1日単位・時間単位など、「短期の介護休暇」制度を設けること。
- 子どもの看護休暇の対象を、家族的責任を果たすための休暇(健診、予防接種、保育園・学校行事への参加等)に拡大し、1年につき有給で10日以上とすること。また、子どもの人数に応じた日数にすること。
- 有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和すること。
- 子ども及び要介護家族を持つ労働者が労働時間短縮措置を取得しやすいよう、条件整備をおこなうこと。「短時間勤務制度」については、雇用保障や賃金の均等待遇の原則化など、取得しやすい制度へ改善すること。
- 家族的責任を有する労働者の転勤等については、本人の同意を条件とすることを法に明記すること。
- 昇給・昇格、一時金・退職金などの決定にあたっては、妊娠・出産のための休業及び育児・介護休業、短時間勤務制度の取得期間について、勤務したものと見なすことなど「不利益取り扱いの厳格化」をおこなうこと。
- 「不利益取り扱い禁止」規定については、罰則を設けるなど、実効あるものとする。
- 子ども及び要介護家族を持つ労働者が請求した場合には、同居家族の有無にかかわらず、時間外・休日・深夜労働を免除すること。
- 子どもの看護休暇、短時間勤務制度、時間外・休日・深夜労働免除措置の対象となる子の年齢は義務教育終了前まで引き上げること。
- 育児・介護休業中の所得保障については、国と事業主の責任で休業前の賃金の3分の2以上とすること。
- 育児・介護休業の取得を促進するための「代替要員確保」など、中小・零細企業に対する国庫補助を充実させること。
- 公務で働く非正規労働者も育児・介護休業がとれるようにすること。

以上

氏名	住所

※上記個人情報は国会への請願以外には使用しません。